

京都市指定下水道工事業者資格審査及び処分審査委員会要綱

(設置)

第1条 京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者の指定に係る資格の審査並びに京都市指定下水道工事業者規程第7条、第8条、第15条及び第17条に規定する処分についての審査を公正かつ公平に行うため京都市指定下水道工事業者資格審査及び処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 次長
- (2) 副委員長 技術長
- (3) 委員 総務部長、下水道部長、下水道部管理課長

2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第3条 委員長は、特に必要あると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて、意見を徴することができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。